

標準仕様案用確認書（ライセンスを留保する産業財産権が無い場合）

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会殿

PJLink 仕様 Class2 についての確認書

弊社は、貴 PJLink 分科会が定め、弊社が合意した「PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱いについての合意書」（以下、「取扱い」といいます。）中の 2. 2)項の定めに従い、「PJLink 仕様書 Version 2」に定める標準仕様（以下、「新標準仕様」といいます。）が一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会により PJLink 標準仕様として採択された場合には、当該「新標準仕様」を実施する範囲において、「取扱い」中の 2. 1)項に定義される必須の産業財産権のうち「新標準仕様」に関する産業財産権を、「取扱い」中の 2. 4)項の定めを条件として、PJLink 分科会会員各社および「PJLink 仕様 Class2」に関する必須の産業財産権について妥当な条件で且つ非差別的にライセンスする意思を一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会に書面で表明した他の PJLink 標準仕様採用者に妥当な条件（無償を含む。）で、且つ非差別的にライセンスし、また、その他「取扱い」中の規定に従います。

上記は、「取扱い」中の 2. 8)項の定めを条件として、弊社が貴 PJLink 分科会を退会した後も有効であることに同意します。

よって、証として、ここに本確認書を提出致します。

提出年月日： 年 月 日

提出者：

住所 _____

会社名 _____

責任者 _____ 印

(所属／役職)

標準仕様案用確認書（ライセンスを留保する産業財産権が有る場合）

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会殿

PJLink 仕様 Class2 についての確認書

弊社は、貴 PJLink 分科会が定め、弊社が合意した「PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱いについての合意書」（以下、「取扱い」といいます。）中の 2. 2) 項の定めに従い、「PJLink 仕様書 Version 2」に定める標準仕様（以下、「新標準仕様」といいます。）が一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会により PJLink 標準仕様として採択された場合には、当該「新標準仕様」を実施する範囲において、「取扱い」中の 2. 1) 項に定義される必須の産業財産権のうち「新標準仕様」に関する産業財産権を、「取扱い」中の 2. 4) 項の定めを条件として、PJLink 分科会会員各社および「PJLink 仕様 Class2」に関する必須の産業財産権について妥当な条件で且つ非差別的にライセンスする意思を一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会に書面で表明した他の PJLink 標準仕様採用者に、添付リストに特定した産業財産権を除き、妥当な条件（無償を含む。）で、且つ非差別的にライセンスし、また、その他「取扱い」中の規定に従います。

上記は、「取扱い」中の 2. 8) 項の定めを条件として、弊社が貴 PJLink 分科会を退会した後も有効であることに同意します。

よって、証として、ここに本確認書を提出致します。

提出年月日： 年 月 日

提出者：

住所 _____

会社名 _____

責任者 _____ 印

（所属／役職）

添付書類：ライセンスを留保する産業財産権リスト

詳細別紙

特許公報（公開等されている場合）

[詳細別紙]

ライセンスを留保する産業財産権の詳細

提出者_____

提出日： 年 月 日

別紙番号： _____

発明の名称	
出願日	
出願番号	
公開日	
公開番号	
登録日	
登録番号	
出願人の名称	
標準案と関係する請求項	
関係する標準案の該当部分	
関係すると考える理由	
対応外国出願の有無	(有る場合は、出願国、出願番号、公開番号、登録番号等による特定)

注意事項：

1. 公開または登録されている場合は公報を添付して下さい。
2. 未公開の場合は、提供して戴く情報につき別途確認させて戴きます。